

第4章 法定計画等との連携の考え方

1 検討にあたって参考になる法定計画等の内容

事前復興まちづくり計画の検討にあたっては、法定計画等に位置づけられている内容を参考にすることが考えられる。

事前復興まちづくり計画の検討にあたり、法定計画等に位置づけられている内容を参考にすることで、効率的に検討を進めることが可能になる。

具体的には、準備段階における災害リスクの分析にあたっては、立地適正化計画の防災指針や津波防災地域づくり推進計画、防災都市づくり計画における災害リスク分析を参考にすることが考えられる。

また、計画の検討段階における復興まちづくりの目標や実施方針等の検討にあたっては、市町村都市計画マスタープランや、立地適正化計画における将来都市構造、国土強靱化地域計画における事前防災・減災に係る施策を参考にすることが考えられる。(図16参照)

なお、このように、法定計画等に位置づけられている内容と連携する場合は、その法定計画等の役割や内容を十分に考慮して、適切な情報を参考にしよう留意することが重要である。

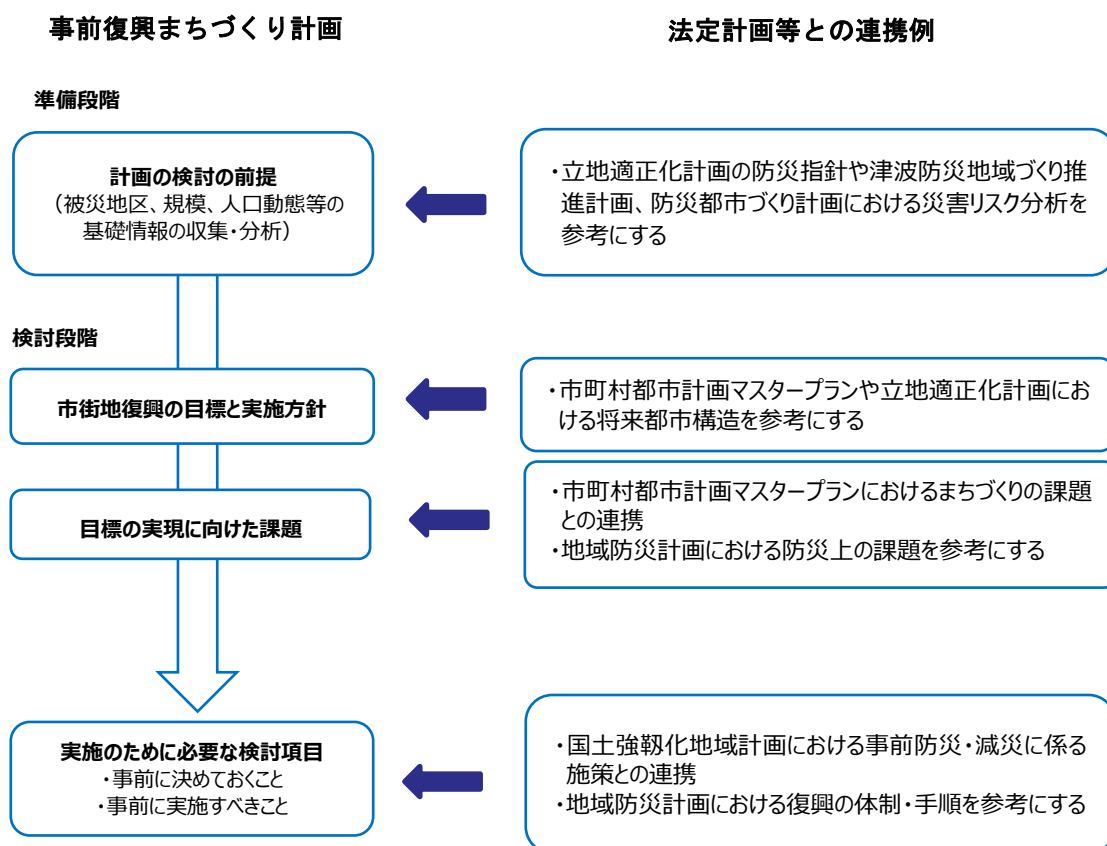


図16 事前復興まちづくり計画の内容と法定計画との連携例

2 事前復興まちづくり計画と法定計画等との整合性の確保

事前復興まちづくり計画に位置づける内容のうち、法定計画等と連携して施策を推進することが望ましいものは、法定計画等と整合を図る。

事前復興まちづくり計画は、大規模な災害が発生したことを想定し、復興まちづくりの目標・実施方針や、目標の実現に向けた課題とその対応策を整理するものである。

こうした事前復興まちづくり計画に位置づける内容のうち、法定計画等に位置づけられておらず、今後、連携して施策を推進することが望ましい内容は、法定計画等と整合を図ることが望ましい。

具体的には、目標の実現に向けた対応策として、既存の計画に位置づけられていない住宅・公共施設の高台移転や土地利用規制による移転の誘導等を事前復興まちづくり計画に位置づける場合等に、関係する計画と整合を図ることが考えられる。

法定計画等との整合性の確保にあたっては、その法定計画等の役割や内容を十分に考慮し、適切に整合性を図る必要があるため、事前復興まちづくり計画の検討段階から関係部局と調整することが重要である。

参考事例 災害に強いまちづくり計画（改訂案）地域モデル 徳島県美波町

美波町では、事前復興まちづくり計画として検討が進められた次の内容が、美波町国土強靱化地域計画（平成29年2月・令和4年3月）における高台移転整備構想のリーディングプロジェクトのひとつとして位置づけられ、事前防災・減災対策が進められている。

- 住まいの高台への移転（由岐湾内地区）
- 役場機能の津波浸水想定区域外への移転
- 高台での防災公園整備（日和佐地区）

■ 日和佐地区での高台整備構想



出典：美波町ホームページ 高台整備事業の概要
<https://www.town.minami.lg.jp/docs/794.html>

「市町村都市計画マスタープランとの連携」

市町村都市計画マスタープランは、都市及び各地域の将来の市街地像を示す計画である。都市計画運用指針では、「市町村の判断で、各種の社会的課題（復興まちづくりの事前の準備等）への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。」としている。

このため、復興まちづくりの目標や実施方針の検討にあたって市町村都市計画マスタープランを参考にするほか、必要に応じて、事前復興まちづくり計画としてとりまとめられる目標等を市町村都市計画マスタープランに位置づけることも考えられる。

「立地適正化計画との連携」

立地適正化計画は、目指す都市の将来像の実現に向けて、誘導区域を定め、居住機能や都市機能の誘導を図る計画である。

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容のうち、復興まちづくりの目標や実施方針は、立地適正化計画の内容と整合を図ることが考えられる。

具体的には、事前復興まちづくり計画において検討した大規模災害発生後に目指す都市構造等を踏まえ、市街地が拡大しないよう留意しつつ通常の誘導区域等に加え、大規模災害を想定した誘導の方針を立地適正化計画に位置づけることで、平時から緩やかに居住地や都市機能の移転を促すことが考えられる。

参考事例 都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画（東京都葛飾区）

堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区では、大きな被害を受けた市街地等での復興まちづくりの手法として、葛飾区都市計画マスタープランにおいて、「基盤整備型復興地区（面的な市街地整備等により復興を検討する地区）」が位置づけられている。本地区計画では、都市計画マスタープランでの位置づけを踏まえて権利者の理解のもと地区計画の方針に基盤整備型の復興を行うことを位置づけている。

■ 都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画

名称	堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画
位置※	葛飾区堀切一丁目、堀切二丁目、堀切三丁目及び堀切四丁目各区内
面積※	約68.5ha
防災街区整備地区計画の目標	本地区は、基盤整備が充分でないまま形成された住商工が混在する市街地であり、「東京都防災都市づくり推進計画」では整備地域に指定されている。また、「葛飾区都市計画マスタープラン」では、地区中心部にあたる堀切菖蒲園駅周辺は「地元商店街の活性化をはじめとする商業・サービス機能の強化、堀切菖蒲園と連携した観光機能の強化を進める地域拠点型商業・業務地域」、地区南西部は「道路等の基盤整備、建物の不燃化等による防災性の向上と住環境の改善を図る複合型住宅地域」、地区北部及び南東部は「地区計画等の活用、共同化・協調建て替えの誘導等による老朽建物の建て替え促進や細街路の拡幅整備、有効なオープンスペースや広場の確保に努め、住工調和のコミュニティに配慮した市街地環境の改善と防災性の向上を図る住工調和型地域」、堀切菖蒲園駅から堀切菖蒲園にかけての地区南部が「景観に配慮したまちづくりを推進する地区」として位置づけられている。さらに、地区全体が震災復興まちづくり方針における「基盤整備型復興地区」として位置づけられており、震災に備えたまちづくりに事前から取り組むことで、『 <u>下町特有の風情の継承と防災性の向上の両立に留意しながら、住まいの更新を進め、堀切に住みたい人が住み続けられるエリア</u> 』の実現を目指す。 本地区においては、防災面での問題、駅前としての地域の顔づくりの問題、住民の高齢化の問題などを抱えており、今後、京成本線荒川橋梁架替事業による地区環境の変化や現在の良好な住環境や下町風情を感じる街並みの変化も予想される。そこで、本地区の水路跡や路地等で構成される既存の骨格が形成する街路空間や街並みの魅力を活かしながら、京成本線荒川橋梁架替事業と連携した主要な生活道路の整備、避難ルートの確保、建物不燃化の促進などを進める。

出典：葛飾区ホームページ 堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画 計画書

<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003609/1003632/1010808.html>